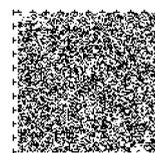


福生市障害者計画・ 第4期障害福祉計画

平成27年3月

福 生 市





はじめに

障害のある人を取り巻く動向については、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」により、身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害が同じ法律の下で支援を受けることになり、平成 25 年には地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるための「障害者総合支援法」が施行されました。

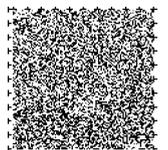
本市では、平成 23 年 4 月から「福生市地域自立支援協議会」において、障害者及び障害児の地域における自立した生活の支援や障害者福祉の課題を検討していくとともに障害のある人を支えるネットワークの構築を図りました。平成 24 年 4 月からは、高次脳機能障害者支援員を配置し、相談支援の充実に努めるとともに、同年 10 月障害者虐待防止法の施行に伴い「福生市障害者虐待防止センター」を障害福祉課内に設置し、様々な取組を積極的に進めてまいりました。

この度、平成 27 年度から平成 29 年度までを対象期間とする「福生市障害者計画・第 4 期障害福祉計画」では、国や東京都の動向を踏まえ、障害児に対する取組にも注目しました。障害のある人に関する取組をより一層強化・充実させ、効果的かつ効率的に進め、人にやさしいノーマライゼーション社会を実現していくためには、この計画に沿って、市民の皆様をはじめ、障害当事者を支援するボランティア、事業所、教育機関等の関係者が行政とともに、一丸となって連携、協働しながら、障害福祉を着実に推進していくことが重要になります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見、御提言をいただきました「福生市地域福祉推進委員会」委員の皆様をはじめ、策定の前段として実施したアンケート調査に御協力をいただきました市民の皆様、「福生市地域自立支援協議会」を含む関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

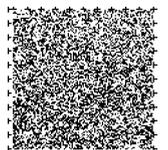
平成 27 年 3 月

福生市長 加藤 育男



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
第2章 障害のある人をめぐる現状と課題	7
1 手帳所持者数等	9
2 障害福祉サービスの利用状況（第3期計画期間）	15
3 平成26年度の数値目標の達成状況	24
4 生活実態調査から	25
第3章 計画の基本的考え方	31
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	34
3 計画の基本視点	35
4 計画の展開	36
第4章 平成29年度の将来像	37
1 障害者数の推計	39
2 第4期障害福祉計画（国の指針）のポイント	40
3 平成29年度の成果目標	43
第5章 基本計画	45
第1節 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり	47
1 相談体制・情報提供の充実	47
2 権利擁護体制の確立	49
3 障害福祉サービスの充実	51
4 意思疎通支援の充実	54
5 経済的支援の実施	55



6	地域の安全と災害時を想定した対応	57
7	障害の早期発見と障害児の療育支援	59
8	特別支援教育の推進	62
第2節	障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり	63
1	障害の理解と交流の促進	63
2	社会参加の促進	65
3	外出支援施策の推進	66
4	就労の支援・促進	68
第3節	障害のある人の地域生活の基盤づくり	69
1	日中活動の場の確保	69
2	居住の場の確保	70
3	保健・医療サービスの充実	71
4	地域移行・地域定着の支援と促進	72
第6章 障害福祉サービスの提供見込み		75
<hr/>		
1	障害福祉サービス・相談支援の提供見込み	77
2	地域生活支援事業の提供見込み	81
3	障害児通所支援サービスの提供見込み	87
■	障害福祉サービス等見込み量一覧	89
■	地域生活支援事業見込み量一覧	90
■	障害児通所支援サービス見込み量一覧	91
第7章 計画の推進		93
<hr/>		
1	計画推進の体制	95
2	計画の進行管理	95
第8章 付属資料		97
<hr/>		
資料1	用語解説	99
資料2	福生市地域福祉推進委員会条例	104
資料3	福生市地域福祉推進委員会委員名簿	106
資料4	計画策定までの経過	107
資料5	諮問書及び答申書の写し	108

